

会 議 録

会議の名称	第1回 行田市水道事業運営審議会
開催日時	平成24年5月25日(金) 開会; 13時30分 ・ 閉会; 14時20分
開催場所	行田市水道庁舎 2階 会議室(3)
出席委員氏名	吉田豊彦会長 岡野充甫副会長 栗原二郎委員 新井教弘委員 小島一男委員 松井 隆委員 小林弘子委員 古田和子委員 青木博和委員 新島英雄委員
欠席委員氏名	吉田幸一委員
事務局	橋本都市整備部長 小林水道課長 関口主幹 橋本主幹 柿沼主査
会議内容	(1) 埼玉県営水道におけるホルムアルデヒド検出に伴う対応状況等の報告について
会議資料	(資料名・概要等) ・「第1回 行田市水道事業運営審議会資料」資料1、2
その他必要事項	傍聴人なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局 都市整備部長 吉田会長	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ 橋本都市整備部長</p> <p>3 議 事</p>
	<p>※会議を「公開」することを決定</p>
	<p>(1)「埼玉県営水道におけるホルムアルデヒド検出に伴う対応状況等の報告について」</p>
事務局	<p>(資料に基づき事務局より説明)</p>
	<p>〔質疑応答〕</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市の対応状況をホームページに掲載したとのことだが、高齢者等を考慮し回覧板等による対応も考えてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの問い合わせでは、ホームページに掲載されていないというものが多かったので、速報性を重視しホームページに掲載したが、事後の経過報告ということで回覧板等も検討していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル TV での対応は考えているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・普及率に問題はあるが、それも一つの案であると考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・自己水を増やしたとのことだが、長期化した場合どのように対応するつもりであったか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの連絡がかなり早い段階であり、停止の恐れがあるというものであった。その後に受水量を減らしてほしいというものであった。最終的には午後 10 時 40 分に停止となり、翌午前 7 時に再開となったが、もともと受水した県水は浄水場のタンクにためておくので、それ以前に貯めておいた分がかなり残っていたので、現在の季節では十分に一定期間対応することができるとの認識であった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に何日分の対応が可能か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の電気需給契約内で、ポンプを稼働させたとして 3 日間分の対応が可能である。

事務局	<p>現実的にはポンプをフル稼働させれば、それ以上の長期にわたって対応することができる。具体的な検証は行っていないが当面の間は対応することができる。</p>
吉田会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水の受水割合はどの程度か
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南河原地区簡易水道事業が約 18%、行田市水道事業が約 40%となっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査はどの段階で行っているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県は、利根大堰の取り入れ口で定期的に行っているが、今回は1時間毎に行った。 <p>また、県水を受水するにあたり、県が送水する前段階で検査を行っているので、有害物質の基準値を超えているものが送水されてくるということはない。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市の浄水場でも測定はしたのか。また、ホルムアルデヒドは検出されたのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県浄水場から連絡のあったからの当初3日間は県が検査を行っていたため市で対応していないが、その後は念のために検査を行い、検出限界値未満（1ℓ当たりホルムアルデヒド 0.005mg 未満）であった。
吉田会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常に行田市で行う水質検査はどのようなものか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水については50項目の検査を年1回、48項目を行う検査を年3回、9項目を行う検査を毎月行っている。 <p>原水（井戸水）については、38項目の検査が年1回、指標である2項目について年3回の定期検査を行っている。</p> <p>また、塩素濃度、水の濁り等の検査は毎日行っている。</p> <p>これは、水道法に基づくものである。</p>
岡野副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前は、ホルムアルデヒドは水質項目にはいっていなかったが、平成4年より追加項目となった。 <p>このホルムアルデヒドについては国の基準値は1ℓ当たり 0.08mg であるが、これは10トンタンクの中に小さじの10分の1くらい</p>

	<p>の量である。</p> <p>ホルムアルデヒドは体内に蓄積されるものではなく、分解されたり体外に排出されてしまうものなので、基準値以内であれば人体に影響はないものとなっている。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ もし、水道の給水管に有害物質が混入した場合、これを排出するにはどのような方法でどの程度の時間が必要となるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泥管や消火栓から排出を行うこととなるが、相当の時間を要することが考えられる。
岡野副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道によると特定の事業所からまとまって放流されたとのことであるが、これが、継続して有害物質が流出され、判明するのが遅れた場合、除去することが困難であり国レベルでの対応となると考えられる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の給水の対応は。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水車等での対応となる。
岡野副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気がつかずに市の浄水場のタンクに基準値以上の有害物質が混入した場合、給水車の水をどこから供給するかの問題も出てくる。
岡野副会長	<p>6 閉 会</p>